



青医第1166号
平成28年11月17日

青森県建設業協会長 殿

青森県健康福祉部医療薬務課長

AED（自動体外式除細動器）の適切な管理について（依頼）

本県の救急医療の充実につきましては、平素から御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、現在、県内では商業施設や学校施設、医療機関などを中心に2,000台を超えるAEDが設置されているところです。

これらAEDが有効に活用されるためには、救命の現場に居合わせた一般市民が日頃からAEDがどこに設置されているのかを把握出来る環境を整備することが重要です。

県では、別紙『自動体外式除細動器（AED）設置登録情報の有効活用について』（平成27年8月25日付け厚生労働省医政局長通知）に基づき、一般財団法人日本救急医療財団（以下、「財団」という。）がホームページで公表している全国AEDマップを活用し、AED設置登録情報を県民に周知しているところですが、当該設置登録情報の更なる充実が必要とされているところです。

つきましては、AED設置登録情報の有効活用に向けて、各業界団体からも構成機関（企業・施設・学校等）に対して、下記により働きかけていただくよう、御協力をよろしく申し上げます。

（参考：全国AEDマップ：<https://www.qqzaidanmap.jp/>）

記

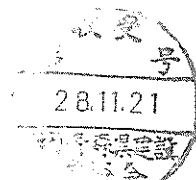
1 AED設置登録情報の未登録のAED設置者に対する登録の取組について

財団のホームページではAED設置登録情報を公表しているところですが、AED設置者が登録を失念している場合もあり、AEDの設置が反映されていないことがあります。

このため、各業界団体におかれましては、構成機関（企業・施設・学校等）に対し、AEDを設置しているものの、AED設置登録情報の未登録の場合は、登録するよう呼びかけるなどの取組をお願いします。

なお、登録方法については <http://www.qqzaidan.jp/AED/settitouroku.htm> を御覧ください。

年 月 日 情報共有フォルダ
担当者 スケジュール登録



2 AED設置登録情報の登録を行っているAED設置者に対する登録情報更新の推進について
財団のホームページにあるAED設置登録情報については、AEDの具体的な設置場所やAEDが適切に管理されていることが重要です。

各業界団体におかれましては、AED設置登録情報が適時適切に更新され、その信頼度が向上されるよう、構成機関（企業・施設・学校等）に対して、登録情報の更新について呼びかけをお願いします。

なお、登録情報の更新については <http://www.qqzaidan.jp/AED/settitouroku.htm> を御覧ください。

3 AEDを有効に使用するための表示に係る必要な整備について

(1) AEDマークの使用について

AED設置者が、財団が作成したAEDのマークを使用したい場合は、財団のホームページからダウンロードして使用できます。

各業界団体におかれましては、この旨、構成機関（企業・施設・学校等）へ周知くださるようお願いいたします。

(2) 誘導表示の充実について

AEDが有効に活用されるためには、AEDが必要なときにAED設置場所にたどり着けることが重要です。

各業界団体におかれましては、構成機関（企業・施設・学校等）に対して、AEDを設置する場合には施設の入口にステッカーを表示することや、施設内にAED設置場所まで誘導する案内表示を置く等の対応を充実するよう、周知をお願いします。

担当：地域医療確保グループ 主査 今井 電話：017-734-9287（直通） FAX：017-734-8089 Mail：tomohiro_imai@pref.aomori.lg.jp
--